

8 未成年者及び年少者等の就業制限等

1 未成年者、年少者等の保護規定

(1) 児童労働の原則禁止及び保護

ア 労働基準法では、労働させることができる最低年齢について、「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない」と定めている【労働基準法第56条第1項】。

《例外》

i 満13歳以上の児童については、非工業的事業（製造業、鉱業、土木建築業、運送業、貨物取扱業以外の事業）に限り、（ア）健康及び福祉に有害でないこと、（イ）労働が軽易であること、（ウ）修学時間外に使用すること、（エ）所轄労働基準監督署長の許可を得ること、の条件を満たすことにより使用することができる。

ii 満13歳未満の児童については、映画の製作又は演劇の事業に限り、上記iの（ア）～（エ）の条件を満たした上で使用することができる【労働基準法第56条第2項、法別表第1】。

なお、労働基準監督署長の許可を受けようとする場合、使用者は、下記（2）アの年齢を証明する戸籍証明書に加え、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を提出する必要がある【年少者労働基準規則第1条】。

イ 児童（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者）の労働時間の限度は、修学時間を通算して1週間について40時間、同様に1日について7時間である【労働基準法第60条第2項】。

ウ 児童（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者）の深夜業については、午後8時から午前5時まで禁止されている。

なお、厚生労働大臣が必要と認める場合として、いわゆる演劇子役については、当分の間、午後9時から午前6時まで禁止することとされている【労働基準法第61条第5項】【平16.11.22 厚生労働省告示第407号 基発1122001号】。

(2) 年少者の保護

労働基準法では満18歳に満たない者を「年少者」とし、以下の保護規定を設けている。

ア 年齢証明書の備え付け

使用者は、満18歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けねばならない【労働基準法第57条】。なお、この戸籍証明書については、住民票記載事項の証明書で足りることとされている【昭50.2.17 基発83号、婦発40号、昭63.3.14 基発150号、平11.3.31 基発168号】。

イ 労働時間・休日の制限

一定の場合（※）を除き、変形労働時間制により労働させることはできず、時間外及び休日労働を行わせることはできない【労働基準法第60条】。

※満15歳以上（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間を除く）満18歳に満たない者について、①週40時間を超えない範囲で1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間を10時間まで延長すること、②週48時間、1日8時間を超えない範囲内において、1か月又は1年単位の変形労働時間制を適用することができる。

ウ 深夜業の制限

使用者は満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって勤務する満16歳以上の男性についてはこの限りではない【労働基準法

第 61 条】。

エ 危険有害業務の就業制限、坑内労働の禁止

足場の組立等の業務、酒席に侍する業務、坑内における労働等は禁止されている【労働基準法第 62 条、第 63 条】【年少者労働基準規則第 8 条】。

オ 帰郷旅費の負担

解雇の日から 14 日以内に当該年少者が帰郷する場合、使用者は原則として必要な旅費を負担しなければならない【労働基準法第 64 条】。

(3) 未成年者（満 18 歳に満たない者）の保護

ア 労働契約

(ア) 親権者又は後見人は、未成年者に代わって労働契約を締結できない。

(イ) 親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認められる場合、将来に向かってこれを解除することができる【労働基準法第 58 条】。

イ 賃金請求権

未成年者は独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代わって受け取ってはならない【労働基準法第 59 条】。

＜労働基準法における未成年者・年少者・児童の区分と保護規定のまとめ＞

※表中の条項は全て労働基準法である。

区 分	保護規定
未成年者（年少者（満 18 歳に達しない者））	・年齢証明書等の備付け（第 57 条） ・未成年者の労働契約締結の保護（第 58 条） ・未成年者の賃金請求権（第 59 条） ・労働時間・休日の制限（第 60 条） ・深夜業の制限（第 61 条） ・危険有害業務の就業制限（第 62 条） ・坑内労働の禁止（第 63 条） ・帰郷旅費の支給（第 64 条）
児童（満 15 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日が終了するまでの者）	・原則使用禁止（第 56 条）

2 学生アルバイトの労働条件の確保等

高校生等を含む学生アルバイトの適切な労働条件の確保を図るため、アルバイトを雇う事業主等に対しては「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」が、アルバイトを始める学生等に対しては「アルバイトを始める前に知っておきたい 7 つのポイント」が厚生労働省から示されている。

《いわゆる「ブラックバイト」について》

法的な定義はないが、一般に学生の労働関係法規に関する無知や立場の弱さに付け込む形で違法行為が当たり前となっているアルバイトのことをいう。

例えば、残業代の不払い、遅刻等に対し不当なペナルティを科す、18 歳未満に深夜業をさせる、試験前等学業に配慮しない連続勤務の強制、社会保険に加入させないなどのほか、パワハラ・セクハラ等が横行する悪質なケースもある。

厚生労働省では、全国の学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める毎年 4 月から 7 月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的として、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施し、都道府県労働局による大学等への出張相談の実施、大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発、都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応するなどの取組みを行っている。

大阪府においても、府内の中学生・高校生等を対象としたワークルール啓発冊子を作成・配布するとともに、要望に応じて職員が各種学校等へワークルール講義に出向くなど、若者へのワークルール啓発による労使間トラブルの未然防止に努めている。

- ☆「[アルバイトを始める前に知っておきたいポイント](https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/)」(厚生労働省ホームページ)
- ☆「[アルバイトを始める方・アルバイトを雇う方へ](https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/sitteokitaipoint/index.html)」(大阪府労働環境課ホームページ)
- ☆「[高校生等を使用する事業主の皆さんへ](https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-8.html)」(厚生労働省ホームページ)
- ☆「[確かめようアルバイトの労働条件](https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/arubaito/index.html)」(厚生労働省ホームページ)
- ☆「[働く前に知っておくべき13項目\(学生向け\)](https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/keihatusahi-refureto/wakamono_2.html)」(大阪府労働環境課ホームページ)
- ☆「[働く前に知っておくべき7項目\(中学生向け\)](https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/keihatusahi-refureto/wakamono7.html)」(大阪府労働環境課ホームページ)